

2021 年度

私費外国人留学生特定奨学生募集要項

2021 年度特定奨学生募集について、博士学位取得を目指す日本の大学の大学院博士課程に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「特定奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

特定奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注：1）の国籍を有する私費外国人留学生（注：2）で、2021 年 4 月 1 日現在において、（注：3）下記の要件をそなえる者とする。

- （1）博士後期課程 2 年次、4 年制博士課程（医・歯・獣医・薬学部）3 年次又は一貫制博士課程 4 年次に進学する 35 歳未満の者。
- （2）学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
- （3）他の奨学金を受給していない者。
- （4）奨学金の給付期間中において、当財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席できる者。

交流会：2021 年 10 月 16 日（土）～17 日（日）開催予定

採用証書授与式：2021 年 10 月 18 日（月）開催予定

- （5）特定奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者

注 1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。

フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

注 2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受給していない者をいう。

注 3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

2. 特定奨学生採用予定人員

4 名程度

3. 奨 学 金

特定奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 180,000 円を毎月 5 日迄に給付する。

4. 奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は 2 年間とする。

(2021 年 4 月から 2023 年 3 月まで)

5. 応募の手続き

- (1) 特定奨学生に応募する留学生は、大学院博士後期課程学生用(別紙様式 3-1、3-2)申請書等に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。申請には、所定の用紙内に収まるように記入すること。
なお、すべての申請用紙に自筆で日本語で記入すること。

【注意】記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

- ア. 指導教員等の推薦理由書(別紙様式 3-3)
- イ. 外国人登録証明書(日本国政府発行)カードのコピー(表裏)(別紙様式 3-5)
- ウ. 学業成績証明書(修士修了時の成績証明書を提出)
- エ. G P A 証明書(学業成績証明書に記載されている場合は省略可)
- オ. 在学証明書

- (2) 大学は、前記(1)の申請者の中から適当と認めた者について、学長の推薦書(別紙様式 3-4)を添え、本財団に推薦する。

【注意】封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。

上記書類は返却致しませんのでご了承ください。

6. 応募締切日

2021 年 4 月 17 日(土)(当日消印有効)

7. 選考及び決定

本財団は、5 により大学から推薦(大学院博士後期課程学生 1 名以内)があった者について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。

その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。

(2021 年 5 月中旬頃を予定)

8.奨学金の休止・停止及び期間の短縮

給付対象者の確定後、特定奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止及び給付期間の短縮を行うことができる。

- (1) 特定奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 特定奨学生の学業又は性行等の状況により、特定奨学生として適性を欠くと認められるとき。

9.奨学金の復活

8により、奨学金の給付が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の給付を復活することができる。この場合、給付期間は通算2年間とする。

10.奨学金の打ち切り

特定奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切りすることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒等の処分を受け、成業の見込みがないと判断されるとき。
- (3) 申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。
ただし、指導教員の転勤等により特定奨学生が転学又は進学する場合を除く。
- (4) その他本財団特定奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。

11.転 退 学

特定奨学生が退学又は他の大学若しくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の給付を辞退したとみなす。

12.返 納

奨学金の給付後において、8、10、又は11の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

13.報告書の提出

本財団が、特定奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。

14.届出の義務

特定奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届出なければならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、所属大学又は家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1カ月以上欠席するとき。

- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 本人、保証人及び家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

15.注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受給している学生については、給付対象者とししない。

申請書提出先・問合せ先

〒 600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 79 番地
ヤサカ四条烏丸ビル 9 階

公益財団法人 S G H 財団 事務局

TEL 075-255-9310

FAX 075-255-9311

MAIL info_ss@sgh-foundation.or.jp

個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。